

公安部

目 次

- 第一 前回までの要請事項の要旨
- 第二 これまでの経過に対する評価
- 第三 今後の課題

第一 前回までの要請事項の要旨

要請 1

(取締まりと刑事訴追の強化と関係行政機関との連携)

公安当局として、自ら職権を以ってまたは取締行政機関(特に工商管理庁、著作権局、税関など)と緊密に連携して模倣品取締案件を迅速かつ積極的に捜査し立件処理していただきたい。

要請 2

(再犯者対策の必要性)

貴国の知的財産侵害事件の顕著な傾向として再犯の頻発があります。

公安当局が知的財産権侵害行為の取り締まりを厳格化することが、再犯の防止のための最も効果的な対策であることは明らかであり、日本企業も公安当局の活動に対し大きな期待を寄せています。

要請 3

(相談窓口の設置)

公安当局内に専用の相談窓口の設置をお願いしております。

また、市や省レベルの公安当局に相談してもどうしても解決しない時は、どうしたら良いか手続きを明確にしてください。

更に刑事手続に協力する者の安全の保障に配慮していただきたい。

要請 4

(地方関係部局への徹底)

地方保護主義による事件の棚上げ、取り締まり遅延等の問題は依然として解消されていないとはいえません。適正な取り締まり、刑事訴追を行なうよう、地方関係部局への指導を徹底していただきたい。

要請 5

(告訴における処分結果の権利者への通知)

告訴における処分結果が権利者に開示されることは、再犯の予防や再犯の場合の迅速かつ的確な対処に資するものです。また、告訴における処分結果の権利者への開示を更に積極的に行なっていただきたい

要請 6

(刑事訴追基準の緩和)

刑事訴追基準 (「 経済犯罪の刑事訴追基準に関する規定 (最高人民法院、公安部、2001.4.18) 不法出版物の刑事事件において具体的な法律を適用する若干の問題に関する解釈 (最高人民法院 1998.12.17)) は、それ自体が厳格であるために、再犯者が刑事訴追を逃れてしまう事例も生じています。刑事訴追基準それ自体の緩和にもご協力いただきたい。

第二 これまでの経過に対する評価

要請事項 1 , 4 について

- ・取締りの強化

2003 年 5 月の国务院報告書では、模倣行為全般を適切に取締るために、関連法規を改正し、処罰を強化すべきことが提言されると共に、公安当局に対しより多く模倣品の取締りに介入するよう要請すべきことが提言されました。

その結果、公安当局と行政当局との連携に関しましては、いくつかの事例が報告されており、改善の兆候も認められます。

また、呉儀副総理が主導する知的財産権保護キャンペーンは、2004 年 9 月から 2005 年 12 月まで、全国規模で展開されており、更なる取り締まり強化を期待しております。

更に公安機関が一部の地区で重点的に摘発活動をしていく旨が報道されており、今後このような積極的な取組が続くものと期待されます。

要請事項 6 について

- ・刑事訴追基準の緩和

また、2004 年 12 月 22 日施行の「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題解釈」においては、中国政府の知的財産権保護の強化に向けた取組であり敬意を表します。

第三 今後の課題

要請事項 1 , 4 , 6 についての上述の内容については、ある程度の改善が図られたものと考えられますが、その他の要請事項について、更なる改善の余地が残されている点が今後の課題と思われれます。

優先事項（取り締まりと刑事訴追の強化）

今後、上記第二の「要請事項 6」に記載した「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題解釈」に基づく取締りをいかに効果的に実施するかが重要であり、地方関係部局の段階までその徹底した運営が行われることを期待いたします。

また、権利を侵害された者に告発の結果の開示を更に積極的に行うなど、取締りにかかる具体的な対策の強化を望みます。

さらに、取締機関同士の連携を強化していただきますようお願いいたします。

今後、日・中で協調の上、更なる改善協力に取り組んでいきたいと考えております。

以上

中国公安部への協力

中国公安部御中

模倣品対策における日・中協力について

国際知的財産保護フォーラム
訪中代表団 団長 宗国 旨英

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

さて、わたくしども国際知的財産保護フォーラム（以下IIPPF）は2005年1月に貴機関へ書面を送付させていただき、日・中の模倣品対策における友好的な提案をさせていただきました。その回答を貴機関よりいただき、IIPPFより提案致しました協調と支援の内容につきまして 模倣品の事例集のセミナー開催プロジェクト 模倣品摘発者リスト作成 について賛同いただきましたことを感謝致します。今後は、この内容をいかに具体的に展開していくかについて打合せをさせていただきますので宜しくお願い申し上げます。

つきましては、 と の内容につき展開計画を作成致しましたので、内容を確認いただき、要望などありましたら4月18日からの週にIIPPFとして再度訪中を予定しておりますので、その面会のときにご意見などをいただきますようお願い致します。

敬具

1. 協調と支援内容の計画について

模倣品の事例集のセミナー開催プロジェクト

模倣品事例集セミナー プロジェクト <展開計画> IIPPF																	
行政機関	05年						06年										
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
公安部要望					▽ 要望 まとめ												
実施可否検討					▽			▽									
実施準備								▽	▽								
セミナー開催										▽		▽					
実施結果フォロー																▽	▽
																	実務結果 アンケート

2005年5月までに、セミナーを実施する公安部の決定（要望にて）

2005年6月～9月まで セミナーの実施をIIPPFにて検討・準備

2005年10月～ セミナーの実施

セミナー開催後、活用状況などについてアンケートを実施

模倣品摘発者リスト作成

摘発者リスト作成プロジェクト <展開計画> I I P P F																	
	05年												06年				
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
要望、整理	要望・整理			▽													
アンケート作成 まとめ、再検討			アンケート作成、まとめ、再検討		▽												
リスト作成							リスト作成		▽								
提供										提供		▽					
活用状況確認													活用状況 アンケート、まとめ		▽		
まとめ																	

- 2005年5月までに、リストの内容について、公安部からの要望・整理。
- 2005年6月～8月までに各社にアンケート実施、リスト作成可否の再検討。
- 2005年8月～10月にリスト作成。
- 2005年11月頃～リストを公安部に提供。
- 2006年1月～3月に公安部に対し、活用状況のアンケート実施。

2. 上記計画を推進するにあたっての貴機関の窓口を設定していただきたい。4月の訪中時にご教授下さい。I I P P F側の窓口は、

日本知的財産協会 事務局長 土井 英男

Tel : +81-3-5205-3432、 Fax: +81-3-5205-3391 E-mail: doi@jipa.or.jp

中国国際貿易促進委員会 専利商標事務所 傅 存民

Tel : 66046032、 Fax: 66413211 E-mail: fucm@ccpit-patent.com.cn

となります。

以上